

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	堺中郵便局	大阪府堺市中区深井沢町2470-21	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年5月20日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	東条郵便局	兵庫県加東市天神178-3	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがあることを端緒として、令和7年2月13日及び同年7月4日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)		
令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	洲本郵便局	兵庫県洲本市本町3丁目1番34号	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月22日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	周山郵便局	京都府京都市右京区京北周山町東丁田8	輸送施設の使用停止処分(109日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月27日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	奈良中央郵便局	奈良県奈良市大宮町5-3-3	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月17日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	浅井郵便局	滋賀県長浜市野村町288	輸送施設の使用停止処分(140日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月11日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	今津郵便局	滋賀県高島市今津町住吉1-5-15	輸送施設の使用停止処分(124日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月9日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	和歌山中央郵便局	和歌山県和歌山市一番丁4	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月3日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	田辺郵便局	和歌山県田辺市中屋敷町1番地の9	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月16日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月3日	前原運送株式会社(法人番号9140001078922) 代表者 前原 幸喜	兵庫県伊丹市昆陽南4丁目1-54	西宮	兵庫県西宮市西宮浜1丁目43	輸送施設の使用停止処分(10日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和6年10月29日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第5号)、(2)事業計画事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(施行規則第6条第1項第1号、第2号)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	淀川郵便局	大阪府大阪市淀川区十三元今里2丁目2番36号	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年5月21日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	南淡郵便局	兵庫県南あわじ市福良甲512-54	輸送施設の使用停止処分(21日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月30日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	三田郵便局	兵庫県三田市天神1丁目5番20号	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	山科郵便局	京都府京都市山科区西野阿芸沢町1番5号	輸送施設の使用停止処分(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月18日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	丹波郵便局	京都府船井郡京丹波町須知伏拝5-2	輸送施設の使用停止処分(126日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大和郡山郵便局	奈良県大和郡山市杉町250-3	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月27日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大和榛原郵便局	奈良県宇陀市榛原下井足90-1	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月3日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	秦荘郵便局	滋賀県愛知郡愛荘町蚊野2337	輸送施設の使用停止処分(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)(3)点呼記録の記載事項等の不備、点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	上山路郵便局	和歌山県田辺市龍神村東372	輸送施設の使用停止処分(147日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月15日	株式会社CWS(法人番号2150001002846)代表者 石田 哲夫美	奈良県磯城郡田原本町黒田125-1,126-1,127-1	田原本運輸事業所	奈良県磯城郡田原本町宮古395-1	輸送施設の使用停止処分(10日車)	貨物自動車運送事業法第9条第3項後段	令和6年11月19日、法令違反の疑いがあることを端緒に旧運輸センター営業所に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【乗務員等の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第6号)、(2)事業計画変更の事後届出違反【営業所又は荷扱所の名称、位置の変更違反】(施行規則第7条第1項第3号)	1	1

行政処分等の 年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	豊中郵便局	大阪府豊中市岡上の町4丁目1番15号	輸送施設の使用停止処分(95日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年5月28日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	三木郵便局	兵庫県三木市別所町小林字宿谷北657-8	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月17日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	佐用郵便局	兵庫県佐用郡佐用町佐用2900-1	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	三和郵便局	京都府福知山市三和町菟原中886-5	輸送施設の使用停止処分(114日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月19日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	洞川郵便局	奈良県吉野郡天川村洞川333-13	輸送施設の使用停止処分(134日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月18日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	稲枝郵便局	滋賀県彦根市金沢町616-10	輸送施設の使用停止処分(148日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月6日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	山東郵便局	滋賀県米原市長岡917-1	輸送施設の使用停止処分(158日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月11日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	真妻郵便局	和歌山県日高郡印南町上洞843	輸送施設の使用停止処分(142日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	印南郵便局	和歌山県日高郡印南町印南梅ノ坪2248-6	輸送施設の使用停止処分(130日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月1日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月16日	藤原運送株式会社(法人番号7120101045669)代表者 藤原 啓介	大阪府和泉市和田町95番地4	本社営業所	大阪府和泉市和田町95番地4	輸送施設の使用停止処分(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年11月21日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(3)運行管理者に対する指導及び監督違反【指導監督不適切】(安全規則第22条)、(4)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反【未届出】(貨物自動車運送事業法第24条)	2	2
令和7年10月20日	株式会社デプス(法人番号8122001014926)代表者 東野 雅樹	大阪府東大阪市下六万寺町3丁目1番10号	本社	大阪府東大阪市下六万寺町3丁目1番10号	輸送施設の使用停止処分(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年12月12日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(以下、「乗務時間等告示」)の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)	4	4
令和7年10月21日	ヤマト運輸株式会社(法人番号1010001092605)代表者 阿波 誠一	東京都中央区銀座2丁目16番10号	難波営業所	大阪府大阪市浪速区桜川3丁目8-59	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)従業員の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第5項)	0	0
令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大東郵便局	大阪府大東市曙町3番20号	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年5月29日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	住吉郵便局	大阪府大阪市住吉区我孫子西2丁目10番1号	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月4日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	市島郵便局	兵庫県丹波市市島町市島391-23	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	宇治郵便局	京都府宇治市宇治蔭山6	輸送施設の使用停止処分(86日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月16日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	南山城郵便局	京都府相楽郡南山城村北大河原久保7	輸送施設の使用停止処分(139日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	明日香郵便局	奈良県高市郡明日香村岡54-2	輸送施設の使用停止処分(117日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月18日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	吉野郵便局	奈良県吉野郡吉野町丹治1093	輸送施設の使用停止処分(121日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月4日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	野迫川郵便局	奈良県吉野郡野迫川村北股111-1	輸送施設の使用停止処分(156日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月26日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	新旭郵便局	滋賀県高島市新旭町旭1-8-11	輸送施設の使用停止処分(127日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月4日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月27日	株式会社中西運送(法人番号5150001007108) 代表者 中西 啓二	奈良県生駒郡平群町西宮2丁目2-51	本社	奈良県生駒郡平群町西宮2丁目2-51	輸送施設の使用停止処分(46日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年11月26日及び同年12月11日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下、「安全規則」)第3条第4項)(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)	5	5
令和7年10月29日	有限会社豊田鈴商(法人番号6120102010615) 代表者 井村 明盛	大阪府堺市中区毛穴町125-1	本社	大阪府堺市中区毛穴町123	輸送施設の使用停止処分(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和7年1月17日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下、「安全規則」)第3条第4項)、(2)(3)点呼の記録違反【記録】【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	1	1
令和7年10月29日	株式会社西宮トラフィック(法人番号8140001069872) 代表者 前山 展輝	兵庫県西宮市西宮浜3丁目12-9	本社	兵庫県西宮市西宮浜3丁目12番9号	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(最高速度違反行為)が過去一年以内に3件に達した。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	鳳郵便局	大阪府堺市西区津久野町1丁7番9号	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月4日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	阪南郵便局	大阪府阪南市黒田242-2	輸送施設の使用停止処分(80日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月13日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	夢前郵便局	兵庫県姫路市夢前町前之庄1378-3	輸送施設の使用停止処分(85日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月4日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)(3)点呼記録の一部記録なし、点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	八津合郵便局	京都府綾部市八津合町岸の下33-1	輸送施設の使用停止処分(120日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月25日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	丹後郵便局	京都府京丹後市丹後町間人2770-2	輸送施設の使用停止処分(160日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月26日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	三本松郵便局	奈良県宇陀市室生三本松1908-1	輸送施設の使用停止処分(117日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月3日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大滝郵便局	奈良県吉野郡川上村大滝下垣内31	輸送施設の使用停止処分(104日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	紀伊勝浦郵便局	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町築地7丁目10番地1	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	日置川郵便局	和歌山県西牟婁郡白浜町日置142-1	輸送施設の使用停止処分(122日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月1日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		